

(平成22年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧 (抜粋)

※ 情報源 (1: 関係機関、マスメディア等の情報 2: 食品安全ダイヤル食品安全モニター等報告等の情報 3: 委員会への要望書等の情報
4: 外部募集に寄せられた情報)

注1: 欄外のアルファベットについては、第35回企画専門調査会の議論において整理された結果であり、それぞれ次のことを表している。

A... 「自ら評価」の対象とすることのフィージビリティ (科学的知見・データの有無など) をさらに詳細に検討して整理すべきもの

B... 健康に悪影響を及ぼす恐れがあることを示す情報が確認できない (ため、科学的データに基づいて評価するという安全委員会の基本、これに基づく「自ら評価」の対象とは現時点では出来ないもの、しない) もの

C... 評価に値する知見やデータの有無について、担当の専門調査会の意見を聞くべきもの

D... いわゆる健康食品のように個人の使用実態を捉えにくい (ため、「自ら評価」の対象としての優先順位は高くない、評価の対象とはしない) もの

E... 過剰摂取など個人の食生活のあり方の問題である (ため、「自ら評価」の対象としてはやはり優先順位が低い、つまり今回の対象とはしない) もの

F... リスク管理機関の対応状況を見守るべきものや食品安全委員会において評価中又は実施済のもの

注2: 欄外のアルファベット A の隣に記載されているイ、ロ、ハ又はニについては、第36回企画専門調査会の議論において整理された結果であり、それぞれ次のことを表している。

イ: 引き続き自ら評価案件候補にするか否かを検討

ロ: 情報収集

ハ: 情報提供1

ニ: 情報提供2

10 着色料・甘味料等

24件の要望があったが、食品安全委員会の評価制度創設前に添加物として指定されたものの抜きの整理が必要

番号	物質名 (危害要因)	情報源	件数	提案理由
C	(1) 合成着色料と保存料 の子供への影響	4	1	英国FSAの調査で6種の合成着色料(食用黄色5号(サンセットイエロー)、キノリンイエロー、アゾルビン(カルモイシン)、食用赤色40号、食用黄色4号(タートラジン)、食用赤色102号)と安息香酸ナトリウムを含む食品でADHDで有意に影響があるという結果が出たため。
C	(2) 亜硝酸塩等の発色剤	2	3	明太子、筋子等多くの食品に使用されているため。
C	(3) 着色料の複合影響	2	1	色素に関する講習会において、組み合わせに対しての安全性の根拠がないと聞いたので不安となったため。
C	(4) 赤色2号	2	1	米国で使用禁止となっており不安であるため。
C	(5) 古い時代に指定された添加物や国際機関で評価されていないような添加物	4	2	国際的に認められていないため。また、古い時代に指定されたものであり不安であるため。
C	(6) スクラロース	2、4	3	下痢症状を引き起こすため。また、製造方法によっては有害物質を生み出す懸念があるため。
C	(7) アスパルテーム	2、4	2	過剰摂取による健康への影響が心配なため。
C	(8) サイクラミン酸ナトリウム(チクロ)	2	1	外国で流通している一方、日本では禁止されており、日本国内でも流通させてよいのではないかと考えているため。
C	(9) 人工甘味料一般	2、4	5	下痢が心配であるため。
C	(10) トレハロース	2	1	漠然とした不安のため。

※ その他、アセスルファミカリウム(情報源:2 件数:1)、サッカリン(情報源:2 件数:1)及び臭素酸カリウム(情報源:2 件数:2)については、食品安全委員会において評価済又は評価中である。